

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	定期予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、定期予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定期予防接種事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。 1 予防接種対象者の確認・通知 2 予防接種勧奨通知の送付 3 予防接種歴を登録、管理 4 予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 5 その他上記に関連する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第14項、並びに内閣府・総務省令第5号第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第27項、第28項、第29項、および情報提供者が市町村長となる予防接種関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部こども課母子保健係 (TEL.0866-92-8261) 健康増進課(TEL.0866-92-8259)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	記録等をデータベースへ入力する際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行い、上長の最終確認を経ることとしている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	－	－	事後	様式変更による
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象者数	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月13日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条および別表第一第10項	番号法第9条第1項別表第14項、並びに内閣府・総務省令第5号第10条	事後	法律の改正による
令和7年8月13日	I 関連情報 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第17項、第18項、第19項	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表第27項、第28項、第29項	事後	法律の改正による
令和7年8月13日	I 関連情報 5①部署	保健福祉部健康医療課	保健福祉部健康増進課	事後	機構改革に伴うもの
令和7年8月13日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革に伴うもの
令和7年8月13日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部健康医療課健康増進係	保健福祉部健康増進課	事後	機構改革に伴うもの
令和7年8月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月13日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		十分である 【判断の根拠】記録等をデータベースへ入力する際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行い、上長の最終確認を経ることとしている。	事後	様式変更による
令和7年8月13日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による
令和7年8月13日	IVリスク対策 11当該対策は十分か【再掲】		十分である 【判断の根拠】事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	様式変更による